

特別支援学校教諭一種免許状 (教育学科) 2024

(知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位 数	本学規定科目及び単位数		備考
			授業科目	単位数	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	○特別支援教育総論	2	
			インクルーシブ教育論	2	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	○知的障害者の心理・生理・病理	2	
			○肢体不自由者の心理・生理・病理	2	
			○病弱者の心理・生理・病理	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○知的障害教育論	2	
			○肢体不自由教育論	2	
			○病弱教育論	2	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害者の発達と教育	2	これら3科目より、2科目4単位以上修得すること。
			肢体不自由者の発達と教育	2	
			病弱者の発達と教育	2	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○重複障害者教育総論	1	
			○発達障害者教育総論	2	
			○視覚障害者教育総論	1	
			○聴覚障害者教育総論	1	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	○特別支援学校教育実習論	1		
		○特別支援学校教育実習	2		
法定単位数 (合計26単位)			○印を付した科目は必修。 選択必修の条件を満たし、合計26単位以上修得すること。		

○特別支援学校教諭免許状取得にあたっては、基礎となる教諭の免許状を取得すること。